

総務政策委員会会議録

招 集

令和3年11月12日（金）午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）奥 岩 浩 基 （副委員長）岡 村 英 治
安 達 卓 是 稲 田 清 今 城 雅 子 岩 崎 康 朗
岡 田 啓 介 西 川 章 三

欠席委員（1名）

尾 沢 三 夫

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[調査課] 足立課長 宇山課長補佐兼行財政調査担当課長補佐

[職員課] 楠人事担当課長補佐

【総合政策部】八幡部長

[総合政策課] 川本課長 伊藤課長補佐兼まちづくり戦略室長

[都市創造課] 相野課長 石原都市計画担当課長補佐 岸本都市計画担当係長

[交通政策課] 石上課長 山根担当課長補佐 藤原係長 山内主任

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 佐藤議事調査担当係長

傍 聴 者

石橋議員 門脇議員 戸田議員 森谷議員 矢田貝議員

報道関係者2人

報告案件

- ・税と国民健康保険料等の収納体制の一元化について [総務部]
- ・「米子市教育に関する大綱（令和4年度～令和8年度）」（骨子）について [総合政策部]
- ・米子市中心市街地活性化基本計画の総括について [総合政策部]
- ・～「新商都米子」のまちづくり2021～まちなかと郊外の一体的な発展を目指すための土地利用について [総合政策部]
- ・米子市循環バス「だんだんバス」新設コースの実証運行について [総合政策部]
- ・Y-MaaS実証実験による「わいわいパス」の発売について [総合政策部]

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○奥岩委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

尾沢委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、執行部から6件の報告を受けたいと思います。

初めに、税と国民健康保険料等の収納体制の一元化について、当局からの説明を求めます。

足立調査課長。

**○足立調査課長** そういたしますと、税と国民健康保険料の収納体制の一元化について御報告させていただきます。まず、収納体制の一元化を進めるに至る背景についてでございますが、公金収納体制の一元化につきましましては、各公金収納におきまして共通する事務を一括処理することが可能になること、複数の公金に係る同一の滞納者に対し一体的に納付交渉ができること、滞納整理に係るノウハウが共有できることなどから、従前より検討を行ってまいりました。時代背景といたしましても、今後、生産年齢人口が急速に減少していく中、自治体におきましても、現在の人員体制を維持できなくなることが予想されております。そのような状況の中、より少ない人数で業務を遂行できる整備は喫緊の課題となっているところでございます。

以上のことから、公金の収納体制の一元化に向けた取組を推進していくこととしまして、その第1段階といたしまして、収税課が所管する税の収納業務と保険課が所管する国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納業務につきまして一元化を行う方針で準備を進めることとしたところでございます。

そういたしますと、1の一元化の概要案につきまして御説明させていただきます。(1)のとおり、保険課の収納担当と検収担当が所管しております国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納関係業務を収税課に移管いたします。ただし、公的年金からの特別徴収に関する業務につきましましては、賦課との関連が大きいことから、保険課の所管のままいたします。

次に、一元化した後の課の名称についてでございますが、現在の収税課が税以外の収納業務も取り扱うこととなりますので、あくまでも案ではありますが、例えば収納推進課といったような名称に変更したいというふうに考えておるところでございます。

次に、一元化を行う期日についてでございますが、令和4年4月1日の機構改正で行う予定としております。

そういたしますと、先ほども説明させていただきましたが、このたびの収税課が所管する税の収納業務と保険課が所管いたします国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納業務の一元化は、公金の収納体制の一元化の第1段階というふうに考えておりました、令和4年4月以降におきましても、収納体制の一元化のさらなる推進につきまして引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

**○奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 今、説明で第1段階ということですので、今後も料とつく公的料金の徴収っていうんでしょうか、そういうことをこれからは改めてやられると思うんですが、そもそもお聞きしますが、時効っていうのございますよね、税でしたら何年たったら滞納の整理をできる、できないところがありますが、料と税のいわゆる時効っていうのはそれぞれどのように違うんですか、それとも一致するもんですか。そこをちょっとお聞きしたいんですが。以前は、保育料とかは少し長くて、税は短い期間で滞納整理をしなきゃいけない的なことを聞かされておったんですが、どうですか。

**○奥岩委員長** 足立課長。

**○足立調査課長** 今、それぞれ、税と料の時効等の期限が違うかどうかという御質問がございましたが、今、大変申し訳ございません、私がおこの部分は把握してない部分はある

んですが、おっしゃるように、税と料につきまして、それぞれ背景となる制度が違いますので、先ほど申しましたように、これまで議論していたのになかなか一元化が進まなかったといったところにつきましては、そういった税と料で制度が違う部分がありまして、それぞれの専門的知識を習得する必要があることが課題になっておって、なかなか進まなかったというところがございます。ただ、こちらも先ほど申しましたが、今後、人口減少が進んでいく中で、効率化を図っていかないといけないという中で、その課題を克服して進んでいきたいというふうなことで、このたび一元化に向かっていこうという取組を進めている段階でございますので、そこはちょっと御理解いただけたらというふうに思っております。以上です。

○**奥岩委員長** 安達委員。

○**安達委員** 今、課長がお答えになったんですが、もう少し、そこがじっくり聞こえてこないっていうんでしょうか、ちょっと分かりづらさを感じたんですが、料と税の違いというところです。もう一度お願いします。

○**奥岩委員長** 課長さん、先ほど事前に調べてないということでしたが、質問は保険料と今回一緒になる税のところの時効といいますか、消失期限の御質問だったんですが、お答えできますでしょうか。

足立課長。

○**足立調査課長** すみません、大変申し訳ございません。ただいまその資料を持ち合わせておりませんで、その部分について明確にお答えすることができません。大変申し訳ございません。

○**奥岩委員長** ほか、よろしいでしょうか。

岡村委員。

○**岡村委員** ちょっと1点お伺いしたいと思いますけども、来年4月1日付の組織機構改正の一部として行うというふうに書かれておるんですけども、そして、背景の中で、より少ない人数で業務を遂行できる体制ということが書かれておりますけれども、具体的には、これによって何名の、例えば人員の削減というか、そういうものっていうものによって図られるのか、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○**奥岩委員長** 足立課長。

○**足立調査課長** 今、人員の削減についてのお尋ねですが、4月1日の新体制の時点で、委員おっしゃいますように、若干の減は考えていっているところでございます。今、その人数等については調整中でございますので、いましばらくお待ちいただければと思いますし、仮に、4月1日以降に、その後におきましても、当然、デジタル技術の活用等によりまして、業務の効率化や税の保険料相互の制度理解が職員間で進んでいくことが考えられますので、4月1日以降につきましても、さらなる削減が考えられるというふうに考えております。以上です。

○**奥岩委員長** 今城委員。

○**今城委員** 確認をさせていただきます。今おっしゃってくださった一元化っていうことはとてもいいことだと思っておりますけれども、今、収税とか収納とかの部分を一元化をしていくっていうことを伺いました。担当課、保険課等では、収納とかっていうこともなんですけれども、例えば、お仕事を辞められた後に国民健康保険に入る、入らない、どれぐらいの料金になるんだというお問合せとかがかなりあると思うんですね。そういう感じのこととかっていうのはどちらに行くのかっていうこととか、例えば、もう一つは、特別医療

の手続なんかはどちらに行くんだとか、それから、国民健康保険でも、高額医療の手続とかはどこに行くんだとかっていうことが、やっぱり、税と料の一元化ということとは別に、手続上のいろんな問題があるんで、そういうところも一括して明確になるような形でお示しいただかないと、当初は当然混乱も来すと思いますけども、混乱をずっと続けていくというようなことにもなると思うんですけれども、そういうところの辺はどのようにお考えか教えてください。

**○奥岩委員長** 宇山調査課課長補佐。

**○宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐** 今お尋ねの、まず、新たに国民健康保険のほうに御加入なられる際の保険料の試算などにつきましては、これは賦課の業務を担うところでさせていただくこととなりますので、引き続き保険課のほうで担わせていただくこととなります。また、特別医療や高額医療につきましては、これも1階の生活年金課のほうで引き続き担わせていただくことになろうかと思いますが、いずれにいたしましても、来庁者の方、市民の方が迷われることのないように、適切に広報等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

**○奥岩委員長** 今城委員。

**○今城委員** ぜひ、よろしく願います。それで、これは今、税の部分と、それと国民健康保険等の部分になってきて、第1段階ということなんですけれども、今後、そういうふうに進んでいくっていうふうになっていく、とてもいいことだとは思いますが、その都度都度、やはり、どういふものはここに行って、こういうものはここっていうようなことがもう明確になっていくっていう、それから、できればワンストップでできるっていう形にならないのかどうなのかっていうところも今後の課題にはなってくるかなとは思いますが、御検討くださればと思いますので、よろしく願います。

**○奥岩委員長** 宇山課長補佐。

**○宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐** 申し訳ありません、先ほどの委員の御質問に対する回答につきまして、一部修正をさせていただきます。

先ほど、特別医療、高額医療につきまして、1階の生活年金課のほうでさせていただくというお答えさせていただきましたが、正しくは、特別医療は生活年金課、高額医療は保険課の誤りでしたので、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

**○奥岩委員長** ほか、委員の皆様、よろしかったでしょうか。

それでは、総務政策委員会を暫時休憩いたします。

説明員の入替えをお願いします。

**午後1時12分 休憩**

**午後1時14分 再開**

**○奥岩委員長** それでは、総務政策委員会を再開いたします。

次に、「米子市教育に関する大綱（令和4年度～令和8年度）」（骨子）について、当局からの説明を求めます。

川本総合政策課長。

**○川本総合政策課長** それでは、米子市教育に関する大綱（骨子）について説明をさせていただきます。

資料の1「米子市教育に関する大綱」策定の趣旨でございますが、本市では、令和2年3月に策定した米子市まちづくりビジョンにおきまして、まちづくりの基本目標といたしまして、3番目に「教育・子育てのまちづくり」を掲げまして、学校教育の充実、子ども

の特性や発達に合わせた適切で切れ目のない支援等によって、新たな時代を担う子どもたちの育成を進めているところでございます。

現在、国におきましてはこども庁の創設に向けた議論が進められているところでございますが、本市ではこれに先立つ本年12月にこども総本部を設置いたしまして、教育・福祉が一体となり、家庭、学校、地域等、様々な主体が力を合わせて子どもの成長過程全体を支える体制の構築を目指しているところでございます。この子どもの成長過程全体を支える施策、取組を進めるに当たりまして、子どもたちの育成のために本市が目指すべき方向性や、それを実現するための方針を示すため、このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「教育に関する大綱」を策定することといたしました。

本大綱ですが、まちづくりビジョンとの整合性を図るとともに、今後、教育委員会が策定される次期教育振興基本計画と一体的、効果的に進めるための基盤として位置づけることによりまして、市長と教育委員会は、大綱及び教育振興基本計画に基づき、より一層の連携を図り、それぞれの権限と責任において教育行政を推進していくこととなります。

資料の中ほどを御覧いただけますでしょうか。大綱と教育振興基本計画の関係を示しております。本市におきましては、これまで米子市教育振興基本計画、この計画期間は、平成24年度から令和3年度、本年度まででございますが、こちらをもって大綱に代えてまいりました。このたび、当該計画期間の満了に当たりまして、先ほど説明した状況等の変化により、市長部局として新たに独立した大綱を令和4年度から令和8年度までの5年間を期間として策定するものでございます。参考といたしまして、資料中ほど以下のところでございますけれども、大綱の定義を記載しておりますが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございまして、詳細な施策についてまで策定することが求められているものではございません。

裏面、2ページ目を御覧いただけますでしょうか。(3)ですが、米子市の目指す教育基本理念及び(4)に基本目標と施策の方向性を記載してございます。米子市の目指す教育基本理念といたしまして「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」としております。現在の基本理念ですが、「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」というものから一部修正しておりますが、基本的には継承するものでございます。

また、基本目標といたしまして、「心を育む学びのあるまち」「学ぶ楽しさのあるまち」「郷土で育む学びのあるまち」「健康で安心して学べるまち」を掲げ、市長部局と教育委員会が連携・協力して進める施策の方向性について記載をしております。例えば、基本目標の2、「学ぶ楽しさのあるまち」の主な施策の方向性の3つ目の丸でございまして、子どもの個々の特性や適性、状況に応じた指導・支援の充実による多様な学びの機会の確保ということを掲げてございます。こちら、また、基本目標の4ですが、「健康で安心して学べるまち」の主な施策の方向性の2つ目の丸には、まさにこども総本部の在り方に係る事項を記載しておるところでございます。

簡単に別紙のほうの資料を説明させていただきますと、こちらのほうですが、教育大綱の法的位置づけについて記載しているものでございます。1番目ですが、教育大綱と教育振興基本計画、それぞれの法律上の位置づけを比較したものでございます。繰り返しになるんですけれども、教育大綱は、あらかじめ総合教育会議の協議を経て、地方公共団体の長が策定するものでございまして、その範囲と内容ですが、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める

ものでございます。

資料の裏面を御覧いただけますでしょうか。ページ下寄りのほうですが、参考といたしまして、今後の大綱検討のスケジュールを記載しております。先月10月の22日に開催いたしました本年度第1回目の総合教育会議におきまして、本日御説明いたします骨子について説明をし、委員の皆様から御意見を頂戴したところでございます。今後ですが、年を明けまして、2月に開催予定の第2回総合教育会議において成案を提示し、御意見をいただくこととしております。

説明については以上です。

**○奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡村委員。

**○岡村委員** お尋ねしたいんですけども、教育振興基本計画と、この新しくつくられる大綱ですね、その関係なんですけども、図のほうに示されている、効果的な推進というふうな形で矢印がしてあるんですけども、何か屋上屋を重ねるようなものではないかというふうに私は危惧するんですけど、そこら辺はどのようなふうな位置づけでつくられるのかといった点をお尋ねします。

**○奥岩委員長** 川本課長。

**○川本総合政策課長** お答えいたします。大綱につきましては、市長、地方公共団体の長が大きな方針について定めるものとされておりまして、具体的な計画部分につきましては、その教育に係る具体的な計画部分について教育委員会のほうが基本計画のほうで策定するという形になっております。

**○奥岩委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 市長部局として新たに独立した大綱を策定するというふうに書いてあるんですけども、そこら辺がちよっとしっくりこないんでお尋ねしたわけです。教育委員会の関係だけではないわけですね。

**○奥岩委員長** 川本課長。

**○川本総合政策課長** お答えいたします。今回の大綱に含まれる内容につきましては、教育委員会に係る教育だけの部分ではなくて、例えばこども総本部に係る子育てに関する一般のものであるとか、幅広い内容を大綱の中に記載するというようにしております。

**○奥岩委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** そこでちよっとお尋ねしたいんですけども、こども総本部というのが立ち上がるわけなんですけども、これは国においてこども庁の創設に向けた議論が進んでいるからというふうな中で新たに設けられるということだったと思うんですけども、御存じのように、今、こども庁については、文部科学省の学校義務教育部ですね、の部分とか、そういったものっていうのは入らないっていうことで検討が進められているというふうに聞くんですけども、そこら辺はどのようなふうにお考えなんでしょうか。

**○奥岩委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** まず、今回の米子市の教育に対する大綱について少しお話をしたいと思いますが、たまたまこのたびは市長部局が独立してつくることになっておりますが、これは、10年前に法律が改正になったときに、いわゆる総合教育会議ができたときに、もともと、その時点でそういう、当時は多分いじめの問題が非常にあったと思いますが、市長部局においても、やっぱり教育に関して、ある程度一緒になって行政を進める

べきだと、そういう議論から法律が改正になったというふうに記憶しております。

本市においては、たまたまそのときに、教育振興計画というのが既にありまして、じゃあ、それをもって当面は大綱に代えるということを決めさせていただいて、それで、このたび、それが10年たった時点で、今度は、その大まかな方針について、先ほど課長が説明させていただきました大まかな方針について、市長部局で決めさせていただくというものでございます。ただ、市長部局で決めるからといって、全くもって私どもだけで決めるわけではなくて、そこには当然教育振興計画との整合という問題もありますので、常に、いわゆる教育委員会と協議をしながらそれを進めているわけでございます。そして、なおかつ、この大綱の元については、総合教育会議できちんと議論をするという前提でございますので、あながち、市長部局が、何かあたかも独立してつくるというようなことではないということだけでは申し上げたいと思います。

**○奥岩委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** それで、関連してお聞きしたいと思うんですけども、こども庁の動きとこども総本部の設置といったことなんですけども、教育委員会のほうでまとめ、こども総本部設置に向けた、これは総務部調査課の資料でしたんであれですけども、学校教育の一層の充実と教職員の専門性発揮、想定してる主な取組の一つとして上げてあるわけですね。こういったことってというのは、もう外れていくんではないかと、こども庁の関係は。そうすると、こども総本部ではどういうふうな扱いになるのかっていうのは議論されてるんでしょうか。

**○奥岩委員長** 岡村委員、どうぞ。

**○岡村委員** 今、お答えがなかなか難しいようでしたんで、これはまた別の機会にしなきゃいけないのかなというふうに、今、部長も課長も首をかしげておられたんで、に思いますが。ただ、こども総本部を設置したはええけども、文科省はこども庁に入らないというふうなところっていうのが出てくる中で、どういうふうに、やっぱりこれから市政としてこども総本部っていうものを進めていくのかといったところは、やはりしっかり議論していただきたいというふうに思います。これはここだけの発言としておきたいと思いません。

**○奥岩委員長** 御意見ということでよろしいですね。

**○岡村委員** はい、意見です。

**○奥岩委員長** ほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 市役所、私、家から行ったり来たりしている中でいつも感じるんですが、彦名にあります米子高専、国立の学校機関ですが、そこと北斗、中・高一貫校がありますが、この2つの学校、教育現場と関わるとしたら、理念の基本方針3、「郷土で育む学びのあるまち」の中に、主な取組で、高等学校などと連携したふるさと教育の推進、こういったくくりのところであるのかな、私も県立高校のPTAに関わったことがあるんですが、県立高校は、県教委が大きく関わってくるんですけども、先ほど言いました、高専、国の機関と、中高一貫教育のところの学校現場とどのように関わるのかな、そこが、もし、お聞かせ願えたらと思って質問します。

**○奥岩委員長** 八幡部長。

**○八幡総合政策部長** ここに書いてございます高等学校などと連携したふるさと教育の推進ということについてでございますけども、委員さんがおっしゃいましたように、高校

については、これは県、基本的には県なんですけど、ここに書いてありますのは、例えば具体例を言いますと、米子高専さんとは、私ども包括連携協定を結ばせていただいて、様々な、例えば都市計画に係るいろいろな協議とか御相談とか、まちづくりについてお話をさせていただいておるところでございますし、ちょうど先日、私、米子高校さんの、いわゆるまちづくりの会議、ビッグシップであったんですが、そこに出させていただいて、いわゆるふるさと米子のまちづくりを考えるとという場で、ちょっと、私でいいのかなと思いつつもながらも助言者として出させていただいたり。あとは、米子西高さんとは、いわゆる、これも連携協定結ばせていただいて、そういうふるさと米子をいかに、今後どうしていくのかと、そういうような取組をしているところでございます。確かに、いわゆる教育委員会のレベルでいいますと、高校といいますのは県の所管になりますけども、やっぱりふるさととの高校生という視点で見ますと、これは米子高専さんであれ、ほかの県立高校さんであれ、全て私ども、ふるさと米子を愛する高校生に対する様々な施策の取組をしていくと、そういう視点で、いわゆる「郷土で育む学びのあるまち」というものを一つの基本目標にさせていただいていると、そういうところでございます。

**○奥岩委員長** ほか、よろしいでしょうか。

それでは、次に、米子市中心市街地活性化基本計画の総括について、当局からの説明を求めます。

相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 米子市中心市街地活性化基本計画の総括について説明させていただきます。

本計画につきましては、昨年9月の総務政策委員会におきまして、総括と課題の整理につきまして、中間で報告のほうをさせていただいたところです。本年3月をもちましてこの計画の期間が終了したことに伴いまして、本計画の総括を行いまして、10月の20日、先月の20日に開催されました、米子商工会議所さんのほうが事務局になっておられます米子市中心市街地活性化協議会、こちらの総会において御報告をしたところです。このたび、本委員会においても報告のほうをさせていただこうということでお願いいたします。

詳細につきましては、都市創造課、石原のほうで説明をさせていただきます。

**○奥岩委員長** 石原都市創造課都市計画担当課長補佐。

**○石原都市創造課都市計画担当課長補佐** 都市創造課の石原です。よろしくお願いたします。

米子市中心市街地活性化基本計画が今年の令和3年3月をもって計画期間が終了となりました。それに伴い、本計画の総括について取りまとめたので報告いたします。

総括として取りまとめたものを参考資料としてお配りしていますが、説明は一部抜粋した資料でさせていただきます。

そういたしますと、資料1ページの上側を御覧ください。1期計画についてまとめています。計画期間は平成20年11月から平成26年3月まで、計画範囲は300ヘクタール、事業数は86事業でした。主な実施事業は、資料に書いている15事業です。1期計画では、6つの町なか拠点、図書館、美術館、公会堂の整備や、商店街のアーケード撤去など、多くのハード整備が実施されました。6つのまちづくり会社と2つの特定目的会社が設立され、民間の方々に中心市街地活性化を大きく牽引していただきました。

1ページの下側を御覧ください。2期計画についてまとめています。1期計画の課題を生かし、米子市で2回目の国の認定計画となりました。計画期間は平成27年12月から

令和3年3月まで、計画範囲は、1期計画の範囲から縮小し196ヘクタール、事業数は69事業でした。角盤町周辺エリア、米子駅周辺エリア、それらを結ぶ商店街の2核1モールを軸として、3つの目標を設定し推進してきました。計画策定直後の経過は右下に示していますが、計画策定直後からやよいデパートの閉店、リーディング事業の補助不採択などがあり、厳しい状況となりました。以降は、中心市街地活性化の立て直しが急務であり、行政はもちろん、中心市街地活性化協議会や民間の皆さんのお力添えにより、現在、新たなにぎわいの兆しが見られる状態となっております。

資料2 ページ目の上側を御覧ください。2期計画における各目標と達成状況について示しています。2期計画では、3つの目標を1期計画より引き継いで進めてきました。各目標の指標については、歩行者等通行量など5つの指標の数値を経時的に策定し、評価を行ってきました。計画開始直後のやよいデパートの閉店やリーディング事業の不採択など、一部計画どおりに進んでいない事業もあったことから、4つの指標で基準値に満たない結果となりました。この5年間の取組により、やよいデパート跡地の平面駐車場の整備及び駐車場の一部を活用したソフト事業の展開や、相次ぐ民間ホテルの進出など、中心市街地ににぎわいの兆しは見られるものの、市としての投資が継続しなかったことや、各事業と来街者を誘導する施策が一体化できていなかったことなどの理由により、中心市街地の再活性化は十分なものとは言えず、より一層の活性化及び全市的なその波及効果が必要とされます。

2 ページ目の下側を御覧ください。現在までの取組において浮き彫りとなった課題や生かすべき点を示しています。今後、これらの生かすべき点を加味し、課題解決に向けた施策を展開していきます。

資料3 ページ目を御覧ください。今後のまちづくりについて示しています。本市では継続的に中心市街地の活性化に取り組んでおり、2期計画では、2核1モールを中心に活性化を図ってきました。今後は、現在までの官、民の取組を生かすとともに、今まで以上に中心市街地を広く捉え、本格的な事業展開を迎える米子駅南北自由通路等整備事業、米子城跡整備事業、ウォークアブル推進事業などと有機的な結びつきを形成し、相乗効果を図っていく必要があります。この機会を捉え、米子駅周辺をはじめとする中心市街地を車中心から歩行者中心の魅力ある場へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために取り組むべき施策の方向性として、1期計画の目標を引き継ぎ、3つの目標を位置づけます。これらの目標は、本市の課題やまちづくりの潮流を踏まえ、町なか本来有するポテンシャルを顕在化し、にぎわいを再生していくためのものであり、今後、関係者とともに詳細な検討を行いながら、具体的な施策展開を図っていきます。

以上で説明を終わります。

**○奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

**○岡田委員** 総括聞かせていただきましたけども、これ、駅前なんかに行くと、駅前のイオン、イオンが入ってる駅前のビル、これは米子市所有なんですけど、これ、中心市街地活性化のために米子市が所有しているあのビルに対してどういうふうにやっついこうってことを考えておられますかね。

**○奥岩委員長** 八幡部長。

**○八幡総合政策部長** 今の米子駅前のイオンのビルのお尋ねでございますけども、現時点で、将来的に、このイオンのビル、これをどうするかというのは、まだ具体的なものは決めておりません。現時点においては、そこにテナントをできるだけ入れて、やはりにぎわいの拠点にするというところで進んでおるところでございます。ただ、岡田委員さんの御質問というのは、将来、必ずそこが一つの核になるであろうから、その辺りについては、今からきちんと、この中心市街地の今後検討すべき活性化策の中で、当然、検討しとかなければいけないよという御意見だというふうに考えておりますので、そのことについては、私どもも課題認識を持って取組を進めていきたいというふうに考えております。

**○奥岩委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひとも、中心市街地活性化基本計画ということで、民間の方にいろんなことをやってほしいということ誘導しておきながら、自分の所有のものに関してはあまり手を付けないということではお話にならないと思いますし、米子駅南北自由通路、それから糶町庁舎、そして、文化ホールも当然大規模改修というようなことも考えておられるということなんで、これ、駅前イオンで、駅だと糶町庁舎が令和5年か6年ぐらいで完成してきますけれども、そうすると、やっぱり、今の時点で駅前イオンをどういうふうにしておくんだということを、民間の方だけにどうこうしてくれっていう話じゃなくて、自分が所有しているものを、その活性化の中でどういうふう運用していくんだということは、言い方は悪いですけども、既に検討しなきゃおかしい話だというふうに思ってますんで、ぜひとも、これ、このまま米子が所有したほうがいいのか、民間の方に任せたほうがいいのかということも含めて、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

**○奥岩委員長** 八幡部長。

**○八幡総合政策部長** 委員さんの御意見については、しっかりと受け止めさせていただきたいと存じます。

**○奥岩委員長** ほかの委員さん、よろしかったでしょうか。

それでは、次に、新商都米子のまちづくり2021、町なかと郊外の一体的な発展を目指すための土地利用について、当局からの説明を求めます。

相野課長。

**○相野都市創造課長** そうしますと、続きまして、町なかと郊外の一体的な発展を目指すための土地利用について御説明させていただきます。

新商都米子のまちづくり2021、こちらのほうで掲げております町なかと郊外の一体的な発展、これを目指すために、このたび、大きく3つ、土地利用に関する条例改正と、土地計画の変更のほうを予定しております。

まず1つ目が、大規模集客施設制限地区、こちらにおける土地利用。2つ目が、娯楽・レクリエーション地区、こちらにおきます土地利用、そして3つ目が、市街化調整区域におけます土地利用についてです。それぞれの詳細につきましては、都市創造課の岸本が説明をさせていただきます。

**○奥岩委員長** 岸本都市創造課係長。

**○岸本都市創造課係長** 都市創造課の岸本と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、大規模集客施設制限地区における建築物の建築の制限の緩和についての説明をいたします。資料の2枚目、別紙1を御覧ください。大規模集客施設制限地区は、広域的に都市構造や社会基盤に大きな影響を与える大規模集客施設の郊外への拡散を制限し、中心市街地の活性化を図るため、平成20年10月1日に都市計画決定しました。ページ

の中ほどに都市計画総括図を縮小したものを載せておりますが、米子市の準工業地域、紫色に着色されております地域に当該地区を貼っております。地区内におきましては、劇場、映画館、演芸場、観覧場等の建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものを一律に建築できないように制限しております。これは、中心市街地活性化基本計画の国の認定要件を満たすために規制をかけていたところでございますが、令和3年3月をもって中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了となったことを契機に、町なか、中心市街地のさらなる活性化に向けたまちづくりを推進していくために、条例の改正により、中心市街地と近接しています地区について規制を緩和しようとしております。

裏面を御覧ください。緩和の内容といたしましては、今までは床面積の合計が1万平方メートルを超えるものについては一律に制限をかけておりましたが、大規模集客施設制限地区の建築制限条例の第3条、建築の制限に関する条文ですが、その条文に例外規定を追加しまして規制を緩和するものでございます。具体的に申し上げますと、「ただし、市長が、大規模集客施設制限地区の指定の目的に適合すると認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない」というただし書を追加いたします。

続きまして、娯楽・レクリエーション地区の区域の変更についての説明をいたします。資料の3枚目、次のページ、別紙2を御覧ください。娯楽・レクリエーション地区は、弓ヶ浜半島の中海側に位置する崎津地区において、周辺の良い自然景観や恵まれた交通条件を生かした新しいリゾート・レクリエーション拠点としての整備を図ることにより、鳥取県西部広域圏の中核都市にふさわしい魅力ある地域社会の構築に資するため、平成10年4月21日に都市計画決定いたしました。こちらにも都市計画総括図を縮小したものを載せております。崎津地区にあります近隣商業地域、ピンク色に着色されております地域に当該地区を貼っております。地区内におきましては、近隣商業地域内の制限によるもののほか、学校、病院、神社等、倉庫業を営む倉庫、床面積の合計が500平方メートルを超える畜舎を建築できないように制限しております。現在の当該地区の土地利用の状況としましては、ウインズ米子やソフトバンクの太陽光発電施設、それに利用されております。これまで、新たなリゾートレクリエーション施設の進出がなかったことに加えまして、昨今の土地利用の傾向から現在の区域を変更し、規制緩和をすることで、当該地区の土地利用について促進するものです。

裏面を御覧ください。区域変更の内容としましては、変更前後の図面を下に載せておりますが、ウインズ米子がある北側の区域を残しまして、ソフトバンクの太陽光発電施設がございす南側の区域を削除するものでございます。面積としましては、現在はおおよそ42ヘクタールですが、それをおおよそ18.5ヘクタールに縮小となります。

今後の予定ですが、区域変更につきましては、都市計画決定が必要になりますので、11月17日に都市計画審議会を予定しております。12月の都市計画決定を目指しております。

条例改正につきましては、建築制限条例の見直しを行うものです。建築基準法が改正されまして、従来建築できなかった対象建築物が建築可能になったことに伴いまして、建築制限条例で用途の制限を緩和していた条文を削除するものです。

最後に、地区計画の区域内における建築物の制限についての説明をいたします。資料の最後、4枚目、別紙3を御覧ください。蚊屋東地区地区計画についてです。蚊屋東地区地区計画は、米子市都市計画マスタープランに沿ったJR伯耆大山駅を中心とする公共交通を活用した「歩いて暮らせるまち」を目指すとともに、居住環境の悪化を防止し、周辺環

境と調和した良好な居住環境を創出するため、米子市の市街化調整区域における地区計画の運用基準に基づきまして、初めての地区計画として令和3年4月2日に都市計画決定いたしました。こちら都市計画総括図を縮小したものを載せておりますが、ちょっと場所が分かりづらいんですけども、米子松陰高校の近くに当該地区を貼っております。その図の下に当該地区における地区整備計画の内容を載せております。

裏面を御覧ください。この条例改正は、蚊屋東地区地区計画について建築制限条例を定めることにより、建築基準法に基づく建築確認の審査対象となり、良好な居住環境の実現を確実に担保することを目的としています。制限の内容といたしましては、地区計画の建築制限条例の第2条、建築物の用途の制限に関する条文になりますが、その条文の別表に、蚊屋東地区の地区整備計画の内容を追加するものです。

以上で説明を終わります。

**○奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。よろしいですか。

岡田委員。

**○岡田委員** これ、今、説明を受けて納得させてもらったんですけども、これ、以前から話をちょっとしておりますけど、この町なかと郊外の一体的な発展、これ、市長が1期目から掲げておられて、これやっておられるわけですけども、要は、市街化調整の中でも市街化になってる地域、市街化調整で市街化になってない地域っていうのがあると思うんです。例えば、両三柳とか河崎のほうであると、市街化調整にはなってるけれども、市街化を形成している。要は、田んぼや何かでも完全に市街化調整、いわゆる開発を抑制するのが市街化調整区域ですから、開発が全く行われてない市街化調整区域。現実には、市街化調整ではあるけれども、市街化になってる区域っていうのが米子市にはかなり散見されると思うんですけども、この町なかと郊外の一体的に発展を目指す場合に、ここにはそういうことはうたっていないんですけど、市街化調整の中で市街化を形成しているところに関して、どういうふうにやっていくのかっていうことをもう少し検討していかないと非常に難しい、難しいというか、基本的に住宅地なんかでも、なかなか次の買手なり入り手がなくて空き家の問題なんかも出てるようなんですけど、その辺りに関しては、今回、全く触れてないようですけども、そこに関して検討してるっていうのはあるんですかね。

**○奥岩委員長** 相野課長。

**○相野都市創造課長** 市街化調整区域において、既に家屋等が立ち並んで市街化を形成しているところの今後の在り方といいますか、土地利用、そういったことの検討についてですけども、委員さんおっしゃったような具体的な検討というのは、個別には、実際にはできてない状況です。ただ、全く何もしてないというわけではなくて、都市計画を変更するときに、ただ単に住宅が立ち並んでるっていうことだけをもちまして、市街化区域への編入とかがあってというのが、実際問題、ちょっと難しいところがございます。そういった中で、今、米子市のほうでできることは何かということで、調整区域においても、ある一定の市街化を形成しているような幹線道路沿いの土地ですとか、そういったとこにつきましては、市街化区域に編入はできないんですけども、市街化に近いような土地利用ができるようにということで、この中でも言うております地区計画、そういったものを定めることによって、土地利用の緩和をしようということで検討した中の一つが、地区計画の制度を使った土地利用というふうを考えております。今後、人口がやはり右肩上がりが増えることはまず期待できない状況の中で、ただ単純に市街化区域、市街化を形成してるっていうこと

だけをもって市街化区域に編入するっていうのが難しいという状況の中ですので、そういったところの土地利用、また空き家、空き地等のことも考えながら、より効率的な町、コンパクトな町をつくっていくために、そういったところをどういうふうにしていけばいいかっていうことを、今、立地適正化計画とか、前回、委員さんのほうから御質問等をいただいたんですけども、そういった計画をつくる中で検討のほうを重ねていきたいというふうに考えております。

**○奥岩委員長** 相野課長。

**○相野都市創造課長** 追加で、補足でちょっと説明させていただきます。都市整備部のほうの建築相談のほうで調整区域の規制緩和のほうをしておりますして、調整区域、今まで家がもともと建ってたところが空き家になってた場合でも、ある一定の条件を満たした方ではないと取得ができなかったり、実際に住むっていうことが難しかったんですけども、そういった要件のほうを緩和して、もっと空き家とかを調整区域においても活用できるようにということで、緩和のほうをするようにしてもらっておりますので、それも検討の一つではないかと思っております。以上です。

**○奥岩委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひとも、法律との兼ね合いがありますんで、米子市だけでできることとできないことあるっていうのは十分存じ上げておりますんで、ただ、町なかと郊外の一体的な開発で行政コストを抑えていこうと思うと、市街化調整であっても市街化を形成しているところ、そこには当然、もう行政のインフラが入ってますんで、それが、その方たちが、要は、利用しなくなったら次入るのがなかなか難しいというようなことが現実には起きてますんで、その辺りを、かなり米子の中でも相当の面積あると思いますんで、ぜひ、個別の対応っていうだけじゃなくって、やっぱり、抜本的にどういうふうに対応していくんだというところをぜひ検討していただいて、また、その検討状況を御報告いただけたらというふうに思います。お願いいたします。

**○奥岩委員長** 今城委員。

**○今城委員** まず、新商都米子ということで、新たな土地利用についてということを伺いました。それで、例えば、大きな1の特別用途地区のところでの規制緩和ということで、これはとてもいいことだと思うんですけども、反面、例えて言えば、今、地図の赤四角で囲われているところ、紫の色の大規模集客制限がかかっていた準工業地域のところで、例えば、今後、これまで駄目だった店舗とか飲食店とか、様々なものが、遊技場もという形で規制を緩和していくんだということではあるんですけども、そうすると、いろいろなところでいろいろなものが乱立するなんていうようなことが起こり得るとすれば、やはり誘導性とかそういうことも検討していかないといけないのかなと思ったりするんですけど、そういうところの辺についての考え方とか、基本の路線みたいなものはお持ちになってらっしゃるんでしょうか。

**○奥岩委員長** 相野課長。

**○相野都市創造課長** 規制を緩和した後の乱立といいますか、そういった開発の御心配についての御質問かと思えます。一応、この規制の緩和につきましては、基本的には1万平方メートルを超えるものですので、それ未満のものについては、今現在も自由な建設ができるようになっております。あくまで、今回緩和する基本的なところは、中心市街地の活性化に寄与するっていう本来の目的、これを逸脱しない範囲においての緩和を考えておりますので、具体的には、今の中心市街地の活性化をしてきたエリアに近いところ、そうい

ったところで、中心市街地、そういった施設ができることによって、中心市街地にもある一定のいい効果が見込まれるような開発については許可をしてもいいんじゃないかという方向で考えているということで、緩和のほうをしようと思っております。

**○奥岩委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。

それと、もう一つ。今回のこの新商都米子のまちづくりの、この部分とはちょっと異にするのかもしれないんですけども、中心市街地の活性化ということと、それから郊外の一体化ということを考えていく上で、目線が何かこう、弓ヶ浜、弓浜部というところに行きがちなんですけれども、南部地域とかのところとかでも商店が軒並みなくなっていったりとか、バス路線が非常に使いにくくなったりとかっていうところがあって、住んでいらっしゃる方たちは、住みにくくてしょうがないっていうようなことをおっしゃっているのはこれはもう御存じのとおりだと思うんですけども、今回のこれがということではないんですけども、一体っていう、郊外との一体っていう部分で、じゃあ、そちらのほうはどういうふうな感じをするのかとか、そういうことについての検討とか、今後の考え方みたいなものはありますか。

**○奥岩委員長** 相野課長。

**○相野都市創造課長** 中心市街地と郊外の一体的な発展の中で、弓浜以外の、例えば南部、箕蚊屋とか、そういった地区の今後の方針とかについての御質問かと思えます。実は、我々も実際悩んでるところの一つであります。一体的に発展という軸になるのが、公共交通っていうようなことを念頭に置いておりますので、弓浜部についてはバス、JRのほうがあるんですけども、南部、箕蚊屋につきましては、伯耆大山の駅周辺とかについてはJRがあるんですけども、あと、バス路線、そういったことを生かしたまちづくりということ考えたときに、弓浜については駅の周辺の土地利用の緩和というのができたんですけども、あと、南部、箕蚊屋で、じゃあ、そういった拠点をどこにしようかなというところが、実際、実はまだ、ちょっと悩んでるところがあります。といいますのが、例えば、バス停とかにした場合に、そのバス停の規模によるんですけども、駅と比べると、動いてしまう可能性があるのかなというところと、あとは、本当にバスターミナル的な、よっぽど大きいようなところがあれば、その周辺で緩和とかっていうのが可能なのかなと思うんですけども、今ちょっとそういう状況にはないのが現状だと思います。ですので、そういったことを今後検討するに当たって、また、御意見とかをいただくようなことがあれば、ぜひ教えていただきたいというのが正直なところです。申し訳ありません。

**○奥岩委員長** 八幡部長。

**○八幡総合政策部長** ちょっと補足でお話しさせていただきますと、土地利用につきましては、土地利用に係る規制緩和については、先ほど課長がお話をさせていただいたとおりなんでございますけども、やはり、この町なかと郊外の一体的な発展というのは、あくまでも、土地利用も一つの手段ですけども、それだけではないというふうに考えております。例えばですけども、今、永江地区辺りで、いわゆる地域づくりというところで、様々な公民館を拠点にして、様々なまちづくりが行われております。えてして、南部地区のほうで、公民館を中心とした地域づくりについては、むしろ、非常に活発であるのかなというふうな印象を持ってるところでありまして、その辺りも含めて、例えば、これはあくまでも都市創造課の所管でございますけども、私どもには地域振興課という部署もございますので、その辺りも含めて、一体的に発展させていかなきゃいけないかなというふうに考え

てるところでございます。

ただ、この町なかと郊外の一体的な発展については、既に皆さん方に資料はお示しはさせていただきましたが、その資料の中に、今後、検討すべきことみたいところも結構多々載っけておまして、そのことも踏まえて、先ほど課長のほうから、皆さん、どうか御意見をくださいということをお願いした次第でございます。やはり、こういうまちづくりについては、私どもだけではなくて、議員の皆さんも一緒になって、このまちづくりについて議論していくことが非常に大切だというふうに思っておりますので、今後とも御指導のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

**○奥岩委員長** 今城委員。

**○今城委員** 承知いたしました。大変なことだということも承知した上でのお話なんですけれども、やっぱり、生活する上で、特に南部地域、成実とか、尚徳はまだこちら側なんですけれども、あちら側にすると、やっぱり米子に出るのも、西伯のほうに出るのも、ちょうど中間辺りで、一番都合が悪い。まだ今は車が運転できいけん、ええけどなって。これ、運転できんようになったら、もう孤島みたいになってしまって、孤立しとるって。これ、どげすうつもりだあかなってというのはよく聞く話で、これも十分聞いてらっしゃるところだと思いますので、じゃあ、そここのところに何か拠点になるものっていうのが今後考えていけるっていうことであれば、例えばそれはと公民館というくくりだけではなくって、商店になるのか、集える場所なのか、それとも、本当に購買とか、商店と一緒になんですけど、購買を中心にするのか、何かそういう作戦みたいな感じのことをやっぱり今後仕掛けていかんといけんのかもしれんなというのは思ったりしているところですので、共に御検討よろしくお願ひいたします。以上です。

**○奥岩委員長** ほか、委員の皆様、よろしいでしょうか。よろしいですかね。

次に、米子市循環バス「だんだんバス」新設コースの実証運行について、当局からの説明を求めます。

石上交通政策課長。

**○石上交通政策課長** 米子市循環バス「だんだんバス」新設コースの実証運行について御説明いたします。

この事業は6月補正で御採択いただきました事業でして、だんだんバス、米子市の中心部を30分間隔で回っておりますが、これの利便性を高めることによりまして、将来にわたりまして、米子市全体の交通網、バス路線の維持、確保を図ることを目的としまして、新たなコースを設けることの実証運行を行います。

だんだんバスの新設コースにつきましては、市民の方、議員さん方からも逆回りコースの要望が多いのは重々承知しておりますが、バス会社等とも実際に走ってみたりしましたところ、逆周りですと一方通行の場所も多く、かなりの時間的ロスが生じ、効果が薄いということで、今回の実証運行のコースは、逆回り運行の要望が多い中でも乗降客の多い米子駅—大学病院—高島屋間、この3者の所用時間を短縮するという目的をもちましてルートを選定いたしました。こういうルートで運行することにより、逆回りの一部需要を取り込みまして、バスの利用者の掘り起こしができるものと思います。また、新たな、今まで走ってないところも一部取り込んでおりますので、この両方の効果を見定めるために実証運行をいたします。

1枚はぐっていただきますと、ルートの説明がございます。2コースを運行することによりまして、1台のバスで連続して交互に運行することとしております。緑のコースが歴史

コースと名づけておりまして、米子駅を出ますと真っすぐ末広通りを走りまして、イオン駅前店前、いしかわの前、米子城前、それから大学病院に入ります。そこから裁判所前から寺町のほうに抜けまして、錦町1丁目で折り返し、高島屋前、図書館前を通りまして、米子駅まで帰ってきます。そこから次は、赤いコース、まちなかコースと名づけておりますが、米子駅を出ますと西部総合事務所のほうに行きまして、そこから糶町で、ふれあいの里に入りまして、折り返しまして、高島屋前から今度は旧市役所、天神橋を経由しまして大学病院、大学病院から真っすぐ通りまして、最後、イオン米子駅前店を通りまして、米子駅に帰ってきます。これまた、この後、緑の歴史コースを走るということになります。

実際どの程度時間が短縮されますかといいますと、1枚目へ戻っていただきますと、4つ表に組んでおりますが、大学病院－高島屋、高島屋－大学病院、大学病院－米子駅、ふれ里－大学病院もあります。おおむね現行コースでは30分以上かかっていたところが4分から10分ぐらいの時間で行けるようになるということで需要の喚起が見込まれます。

運行期間ですが、12月1日から3月31日までとしております。運行方法につきましては、現行のだんだんバスと同様に、米子市と日ノ丸、日交のバス会社が協定を結びまして、バス会社が運行、運行経費から収入を差し引いたものを市が負担金として補填する形で実施いたします。

説明は以上です。

**○奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

今城委員。

**○今城委員** これまでも、さっきおっしゃったとおり、反対のコースとかいろいろなものをずっと要望してきてたんですけど、これはショートカットのできたコースということで、とても楽しみというか、どういう感じなのかなというふうに思っているとこなんですけど、この、今の説明してくださったルートで考えると、ハブ拠点みたいな部分っていうのは、例えていうと大学病院、それから高島屋さん、それから駅というところがハブになるという感覚でよろしいんですかね。

**○奥岩委員長** 石上課長。

**○石上交通政策課長** はい、そのとおりです。この3か所の所用時間短縮等をメインの目的としましてルート、ダイヤ等を設定いたしました。

**○奥岩委員長** 今城委員。

**○今城委員** ということになると、このハブのところでは乗換えがある程度自由になるという感覚でいいのでしょうかね、料金的なものも踏まえて。

**○奥岩委員長** 石上課長。

**○石上交通政策課長** ハブ拠点の乗り継ぎにつきましては、米子駅はもともと乗り継ぎが一番多い場所です。大学病院につきましては、現在、大学病院のバス停の付近に薬局が新築されておりまして、そこに屋根つきの待合所を造っていただくことになっておりまして、これまた乗り継ぎやすい場所になる予定です。高島屋前につきましては、高島屋内にガラス張りでバス停の見える場所に、実のところ待合スペースがございまして、バスの状況とかも分かるようなディスプレイもありまして、そこで実際に今待っている方もおられるんですが、こういうところを利用していただくと雨風をしのぎながら乗り継ぎとかがしのげるようになっております。

また、乗り継ぎにつきましては、今、路線バスからの乗り継ぎ、旧来のだんだんバス、

だんだんコースからの乗り継ぎと考えられますが、現在のところ、実証運行ですので、乗り継ぎ割引等の料金的なことにつきましては、まだ設定しておりません。

○奥岩委員長 今城委員。

○今城委員 細かいことでごめんなさいという感じなんですけれども、だんだんコースをずっと見ていますと、だんだんコースもまちなかコースもなんですけれども、高島屋さんのところっていうのは、乗り継ぎというのは米子駅方面だけのルートなのかなっていうふうにはこれはちょっと見えるんですけど、これということはハブにはなりにくいのかな。同じところに止まるは止まるけど、違う方向に乗り換えるっていうのがどうなのかしら、言ってみれば逆方向ですよ。言ってみれば、だんだんコースのほうの逆方向のほうに行きたいというときにこれは使えないので、やっぱり一般のバスを使うという感覚になってくるのかなと思うんですけど。

○奥岩委員長 石上課長。

○石上交通政策課長 だんだんバスの逆コース、具体的に言いますと、例えば米子駅から天満屋方面のことだと思いますけども、ここにつきましては路線バスが1日100本以上走ってる幹線ルートでございますので、従来からなるべく路線バスのほうを使っていたきたいというふうに申しておりますので、今後もその方針でいきたいと思っております。

○奥岩委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。そういう状況だということもよく分かって、ただ、このだんだんバスとして新設し、実証するっていう中で、乗り継ぎ料金のことも実証中だからってということなんですけれども、今後の話を考えていくときに、乗り継ぎとかの料金の設定がきちっとなってるから使う、でも、なってないなら使わないということだったら、本当の意味の実証実験に本当になるのかなっていうところが、ちょっとどうかなっていう気持ちがある、自分がもし使おうと思ったときに、ちょっとそういう心は動くなっていう気持ちにはなるところと、これまでも一般の路線を使ってもらっているわけですからおっしゃるのはとてもそのとおりだし、と思うけど、そこら辺の乗り継ぎの便利さみたいな感じのことがすごくあれば乗りやすいんですけど、例えば今おっしゃってくださった高島屋さんのところの店舗内っていうのは分かるんですけど、皆生向きのほうのところに乗りたいと思ったら、道路渡らないといけませんよね。そういう感じのところって、当たり前のことなんですけども、当たり前のことを、じゃあ本当に心として動くのかなっていうところもちょっと考えながら設定とか実証のことっていうのを検討してもらいたいな、実証した中で内容を精査してってもらいたいなって思っています。いいとか悪いとかではなくて、その辺のあたりのこともちょっと勘案してもらった結果の判断材料というふうにしてもらいたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○奥岩委員長 石上課長。

○石上交通政策課長 その辺につきましては、実証運行の中で乗客のカウントもいたしますし、アンケートも取りますので、その辺りをまとめて今後の実証運行、本格運行につきましての検討材料といたしたいと思っております。

○奥岩委員長 八幡部長。

○八幡総合政策部長 補足させてください。

どうも委員さんがおっしゃるハブと、ハブのバス停という考え方と、私どものハブ、先ほどの、これは基本的にちょっと違うような気がいたしております。このだんだんバスっていうのは、あくまでも二次交通っていうことでございますので、基本的に路線バスがあ

るところについては、これは原則競合しちゃいけないっていう、だから、そういう、先ほど課長のほうが答弁させていただいたとおりでございます。

それで、あくまでも実証実験で、乗り継いだときどうするんだという話もありますけども、まずはこの実証実験において、今まで皆さん方から御意見のあった分がどう解消するのかというところを主眼に置くべきことと、あとは、議会からも御提案のありました米子城跡とか、あとは新しく今、糺町のほうに庁舎云々っていう話もありますんで、新規の場所とか、その辺りをフォローをさせていただいたということで、それは御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**○奥岩委員長** ほか、よろしいでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 運行予定期間を12月から3月までの4か月間ということで設定してありますが、これのいわゆる要因っていうんでしょうか、どっか分析したい4か月をどのように設定されたのか。もっと前倒しなのか、それとも4か月が最低ぎりぎりの期間なのか、設定されたのか、そこを少し詳しく説明してもらえればと思います。

**○奥岩委員長** 石上課長。

**○石上交通政策課長** 4か月につきましては、これが6月補正ということで、かなりぎりぎりの日程ではございました。ということで、実際のところは本当は半年とか欲しいところでございますので、場合によりましては新年度以降も実証実験を継続するようなことも議会の相談の上で考えております。

**○奥岩委員長** 安達委員。

**○安達委員** なぜかっていったら、雪が考えられるんで、交通の中でバスを走らせるのが、町なかを、非常にほかのマイカーとか営業車なんか、走ってくると、大変かなと思って、もう少し期間的に緩やかだったら、今、課長言われるように、半年ぐらいが、何というんですか、見立てじゃないですけども、検証するのに若干スパンを長くしたほうがより分析がしやすいことになるかなと思って聞かせてもらいました。よろしくお願ひします。

**○奥岩委員長** ほか、よろしかったでしょうか。

岡村委員。

**○岡村委員** 1点お伺いしたいと思うんですけど、歴史コース、まちなかコースは、だんだんコースに比べて約半分の走行距離じゃないかなというふうに思うんですけども、乗車料金は幾らに設定されるのかっていうのは。

**○奥岩委員長** 石上課長。

**○石上交通政策課長** 乗車運賃につきましては、大人、子ども、150円、100円と、現行のだんだんバスと同じです。歴史コース、まちなかコースは続けて運行しますので、降りなければそのままずっと乗っておられます。その辺もだんだんバスと同じですので、料金的にも同じとしております。

**○奥岩委員長** よろしいですかね。

それでは、次に、Y-M a a S実証実験によるわいわいパスの発売について、当局からの説明を求めます。

石上課長。

**○石上交通政策課長** そうしますと、Y-M a a S実証実験によるわいわいパスの発売について御説明いたします。

これも6月議会で承認いただきました事業です。米子市のまちづくりビジョンや公共交

通ビジョンの実現に向けまして、その中でも将来の核となり得るM a a S等の新技術について実証実験をすることで、米子の公共交通のレベルを上げていこうというふうな趣旨で行っております。Y-M a a Sの中で取りあえずやりますのが、スマートフォンを用いた電子決済で切符を買い、複数のバス路線を自由に乗り降りできる切符を想定しております。愛称はわいわいパスとしております。「わいわい」の最初の「わい」はY-M a a S、もしくは米子の頭文字の「Y」の「わい」です。後の「わい」はこじつけですが、かいわい、朝日町かいわいとかという、かいわいの「わい」のほうを取りまして、「わい」は隅っこという字書きますので、地域の隅っこ、例えば市内一日券ですと市の一番外れのところ、広域の一日券ですと郡部のほうの一番遠いところの方までメリットが行き渡るような切符ということでわいわいパスと命名しております。

内容につきましては、スマートフォンアプリを活用いたしまして、一日乗り放題券の電子チケットを発売して、新たな運賃体系、一日乗り放題券というような運賃体系や、都度決済ではなく事前決済のキャッシュレスの取組などについての利用者の裾野を広げ、ニーズや効果、問題点などを拾い上げることを目的としております。

実施期間につきましては、1月から2月の2か月間ですが、場合によっては延長もあり得ます。

チケットの種類は2種類、わいわいパスの米子市内一日券、わいわいパスの広域一日券。米子市内一日券は600円、子どもは半額の300円です。広域の一日券は1,000円、子どもは半額の500円です。市内一日券は、乗り降りが米子市内のバス停留所のみ使えます。淀江線とかイオンのループバスなどは位置図的に日吉津に入りますが、そこで下りずに米子市内のバス停で乗り降りの場合には600円のこの市内券が使えます。ちょっとでもはみ出しますと広域券のほうになります。利用時間に制限がございまして、平日は午前10時以降の乗降のみ利用できます。土日は制限ありません。これにつきましては、10時までの通勤通学の多い時間帯ですと、不慣れなスマホの操作で運転席の料金箱の辺が混みますと、遅刻とかいうような問題も起こりますし、運転手の負担にもなりますので、今回は外しております。また、これによりまして、バスのすいている閑散時間帯をうまく活用して、バス会社の収支改善に資するというふうなことも考えております。

利用可能な交通機関ですが、鳥取県西部の日ノ丸、日交の全路線バス、ただし、高速バスや空港連絡バスなどの特殊なバスは除きます。あと、米子市の循環だんだんバス全区間、淀江町の巡回バスどんぐりコロコロ全区間、安来市広域生活バス「イエローバス」、資料では竹矢線を除くとなっておりますが、実は今日、安来のほうから連絡がありまして、イエローバスは全線利用できるようにしていただけるようです。この4者でありますので、米子市内のバス路線は全て、米子市区間につきましてはカバーできるということになります。

利用方法は、10月に実施しましたプロポーザルによりまして、RYDE社という独立系のM a a S業者がサービスしておりますRYDE P A S Sというアプリ内に切符で売ることにしております。アプリをダウンロードして設定した後、あらかじめ当日なり前日なり、何日か前に日付を決めて一日券、もしくは広域一日券を購入いたします。あと、バスでは普通に整理券を持って、払うときに料金箱の近くのQRコードを読み込んで画面表示を運転手に見せて、定期券を見せるような感じで見せて降りるということになっております。

ちなみに、米子市内の券の区域と広域の区域につきましては、次、1枚はぐっていただきました、ちょっと見にくいですが、デフォルメされているので見えにくいですが、鳥取

県西部の路線バスの一覧表の中の黒い枠の中が市内のバス停です。はみ出した部分は広域のバス停になります。

もう1枚はぐりますと、なじみは皆さん薄いとは思いますが、安来のイエローバスの全路線の全バス停の区間になります。

説明は以上です。

○**奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡村委員。

○**岡村委員** 一応2か月間の実施期間ということなんですけども、こういった階層の市民が利用されるだろうというふうに見込んでおられるのでしょうか。

○**奥岩委員長** 石上課長。

○**石上交通政策課長** 平日は時間帯制限がついてる関係上、学生や会社勤めの方は対象外で、昼間以降におられる年配の方、主婦の方、もしくは大学生等の方が対象になります。土日につきましては終日利用が可能ですので、それに加えまして、勤め人の方、学生の方、もしくは家族連れ、子ども料金も設定しましたので、家族連れの方等に利用していただけたらというふうに思っております。

○**奥岩委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** あわせて、どの程度の利用者数っていうものを見込んでおられるのでしょうか。

○**奥岩委員長** 石上課長。

○**石上交通政策課長** 何しろ初めてですのでなかなか見込みは難しいんですが、高い目標としまして、月1,500件、1日50件ぐらい利用いただけたらとてもうれしいなというふうに考えて予算組んでおります。

○**奥岩委員長** よろしいですか。

ほか、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**奥岩委員長** それでは、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後2時23分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 奥 岩 浩 基